

こどもの命や権利を守るために

池田町健康福祉課 こども家庭センター

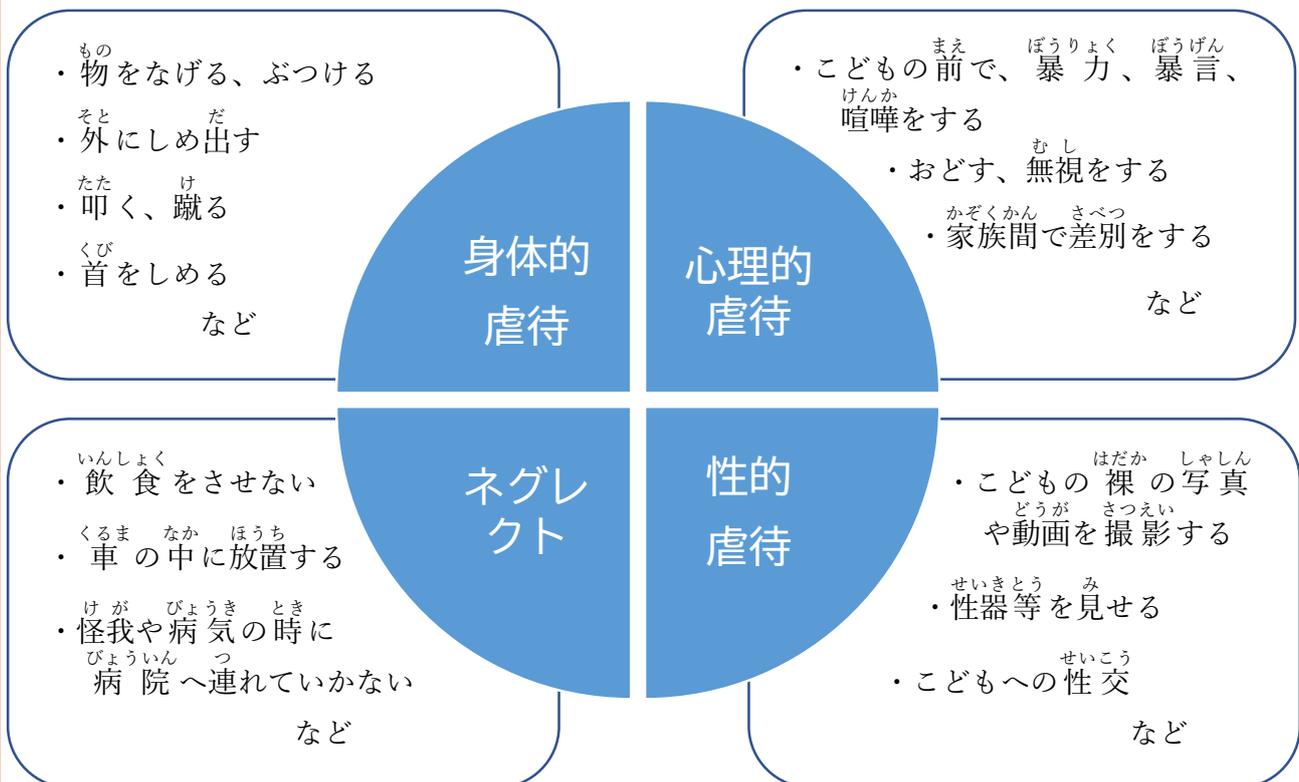
児童虐待は、こどもの生命・人権を著しく侵害し、その心身の成長及び将来の人格の形成に大きな影響を与える行為であり、法律で禁じられています。

子育てについて相談できる人はいますか？

子育てでは楽しいことばかりではなく、言う事を聞かないお子さんにイライラしたり、育児に気を張って疲れてしまったり、嫌になってしまう事もあると思います。

そんな時は、ひとりで抱え込まずに苦しいこと、辛いことを気軽に話してください。こども家庭センターは子育てをしている全ての方々の味方です。

どんな行為が児童虐待にあたるの？



保護者の方々へ

虐待通告の義務をご理解ください

お子さんの健やかな成長を守るために、虐待と思われる怪我や傷、お子さんの変化を発見した人は、速やかに市町村や児童相談所等に通告する義務が法律に定められています。通告を受けた場合は市町村や児童相談所が、保育園や小・中学校等と連携し、対応しています。

一緒に考えさせてください

「虐待」という言葉は、日々子育てをしている保護者の方々を苦しめてしまうかもしれません。保護者を責めるためではなく、子どもたちを守るために、これからの子育てや親子の将来がより良くなるように一緒に考えさせてください。

子育てにほっと一息つく時間を

日々の生活の中で一息つく時間はありますか？

一息つく際に使える手段

- 子育てショートステイ事業（こども家庭センター ☎0261-61-5000）
お子さんを施設などにお泊りさせることができます。
- ファミリー・サポート事業（池田町社会福祉協議会☎0261-62-9544）
日中、お子さんを地域の協力会員に預けられます。



子育ての相談先

- 池田町こども家庭センター ☎0261-61-5000
- 松本児童相談所 ☎0263-91-3370



《問い合わせ》〒399-8601 池田町大字池田 2005 番地 1 総合福祉センターやすらぎの郷内
池田町役場健康福祉課 こども家庭センター
電話:0261-61-5000 Fax:0261-62-9441 Mail:nicomaru@town.ikeda.nagano.jp